

令和4年5月13日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係  
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めるので、令和4年5月20日（金）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和4年4月18日（月）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和4年4月21日（木）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

第74期新任検事の性格検査の結果を記載した文書

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3のとおり記載されたことについて、法務省本省においては、あなたの請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を、作成又は取得していないため、保有していません。

このまま請求を維持された場合、行政文書不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について

上記3の請求を維持される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります（ただし、行政文書不存在による不開示決定が見込まれます。）。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、本件開示請求書及び300円分の収入印紙を返戻いたします。